

性同一性障害者の子の嫡出子問題についてカンパのお願い

平成 21 年 11 月に、性同一性障害者と妻との間に人工授精でもうけた子を法務省は「嫡出子とは認めない」との見解を示しました。

嫡出子とは、法律上婚姻関係にある男女を父母として生まれた子。戸籍には夫婦の子として記載され、そして、法律上婚姻関係にない男女から生まれた子が非嫡出子（婚外子）で、母親の戸籍に入り、父親の名は記載されません。

他人の精子を使う非配偶者間人工授精（A I D）は性同一性障害者に限らず夫の生殖能力に問題がある場合の不妊治療をして行われています。遺伝子的な父子関係がないにもかかわらず、一般的には嫡出子として受理されています。

どうして、性同一性障害者の夫婦だけは認められないのか？

差別ではないか？

同じ扱いをするべきだと思い、これまで法務省に対し活動してきました。

しかし、法務省は何もしてくれません。このままだと、同じような夫婦が増える一方です。性同一性障害者の夫婦に子供ができ、みんなが嫡出子として認められ、父親として扱われるように国に対し、訴訟を起こすことにしました。

そして、この訴訟を進めるためには多額の弁護士費用などが必要で一当事者の力では及びません。今後同じ問題を抱える方々への道を広げる意味でも皆さまのお力添えが必要です。

どうか力をお貸してください。1人1人に少しずつの力をお貸し頂ければ、それが沢山集まって大きな支えとなります。

*カンパは一口千円から募ります。

どうか、よろしく願いいたします。

カンパにご協力頂ける方、お手数ですが、下記にお振込みよろしく願いいたします。

銀行名	ゆうちょ銀行
口座番号	64021591
記号	14120
名前	ジーアイディーカゾクノカイ

他金融機関からの振込みの場合

【店名】 四一八

【店番】 418 【預金種類】 普通預金 【口座番号】 6402159

KAZOKUの会